

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項										
八尾翠翔高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものがあった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出張先</th><th>出張期間</th><th>旅費支給額 (総額)</th><th>件数</th><th>精算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td><td>令和6年1月27日 から同月30日まで</td><td>878,075円</td><td>12</td><td>令和6年5月17日</td></tr> </tbody> </table>					出張先	出張期間	旅費支給額 (総額)	件数	精算日	北海道	令和6年1月27日 から同月30日まで	878,075円	12	令和6年5月17日	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額 (総額)	件数	精算日												
北海道	令和6年1月27日 から同月30日まで	878,075円	12	令和6年5月17日												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年5月29日）